

在宅医療研修会 「在宅医療のさらなる広がりを目指して」 (2021年12月01日)

看護師特定行為研修制度について ～当センターの取り組み～

公立松任石川中央病院
看護師特定行為研修センター センター長
石井 要 (外科)

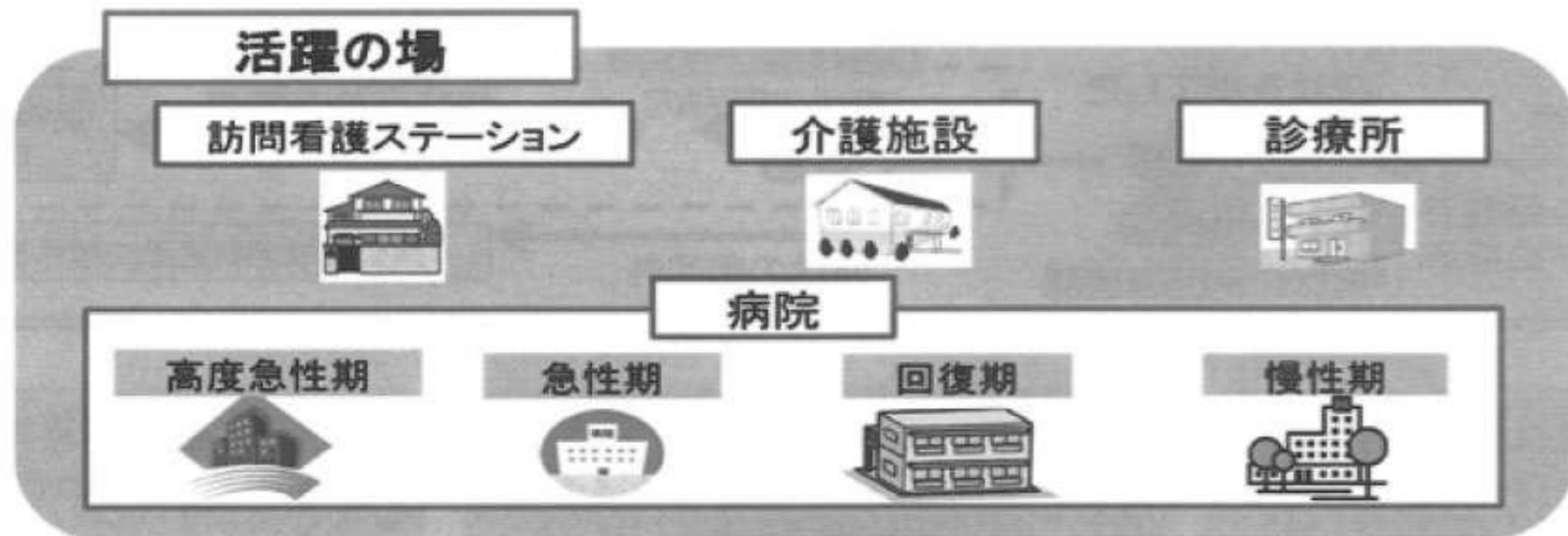
背 景

高齢化社会を迎え、これまで以上に多職種協働によるチーム医療の展開が必要とされ、その中で看護師の役割拡大の必要性が注目されている。比較的難易度の高いとされる診療の補助業務（＝特定行為）を、タイムリーに提供出来る看護師の養成が求められており、特定行為研修制度はそれを可能とする制度である。この研修を受けることによって、医師の監督下でなくても、看護師の判断にて指示の範囲内であれば特定行為を行うことが出来るようになる。

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

- ・ 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師または歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- ・ このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅や急性期医療を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としている。

特定看護師の活躍の場



2025年に向けて約10万人以上の養成を目指す

特定行為に係る看護師の研修制度に対する 基本的な考え方（日本看護協会）

- ・ 本制度を活用し、看護師の専門性をさらに発揮し、少子超高齢社会における国民のニーズに積極的に応えていく。
- ・ 本制度創設の趣旨を鑑み、在宅医療等の推進に向け、それぞれの活動場所で求められる看護師の役割をさらに発揮できるよう、本制度の活用を推進する。

特定行為に係る看護師の研修制度に対する 活動方針（日本看護協会）

- ・ 本制度の意義は特定行為のみを行うのではなく、看護の関わりの中で特定行為も含めた医療を提供することであり、本研修を修了した看護師が看護の専門性を発揮した活動を展開できるよう研修を推進する。
 1. 本制度を活用した大学院教育の推進
 2. 大学院以外での研修の推進
(モデルカリキュラムの公表、研修実施など)
- ・ 特定行為は難易度の高い診療の補助行為のため、実施にあたっては、安全性の担保ができるよう研修を必ず受講することを推進する。

特定行為とは？

診療の補助であって、
看護師が手順書により行う場合には、
実践的な理解力、思考力及び判断力並びに
高度かつ専門的な知識及び技能が
特に必要とされるもの

特定行為について

↑行為の侵襲性(行為の難易度)

B1:特定の医行為(特定行為)

行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの

※認証を受けた看護師が実施

※医師の具体的指示の下に、安全管理体制を整えた上で看護師一般が実施

【例】褥瘡の壊死組織のデブリードマン 等

A:絶対的医行為

行為・判断の難易度が著しく高いもの
法律上「診療の補助」に含まれないことが明確なもの

※医師のみが実施

【例】手術の執刀、処方 等

C:一般の医行為

行為の難易度、判断の難易度ともに看護師一般が実施可能なもの

※看護師一般が実施

【例】尿道カテーテル挿入 等

B2:特定の医行為(特定行為)

行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの

※認証を受けた看護師が実施

※医師の具体的指示の下に、安全管理体制を整えた上で看護師一般が実施

【例】脱水の判断と補正(点滴) 等

※医行為D(更に検討が必要)、医行為E(医行為に該当しない) 指示の包括性(判断の難易度)→

研修を受けるとこのように変わります 特定行為の実施の流れ（脱水を繰り返すAさんの例）

研修 受講前

医師

Aさんを診察後、脱水症状があれば連絡するよう看護師に指示。

看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う。

看護師

医師にAさんの状態を報告。

医師

医師から看護師に点滴を実施するよう指示。

看護師

点滴を実施。

看護師

医師に結果を報告。

研修 受講後

医師

Aさんを診察後、手順書により脱水症状があれば点滴を実施するよう看護師に指示。

看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う。

手順書に示された

病状の範囲内

手順書によりタイムリーに

点滴を実施

医師に結果を報告

病状の範囲外 → 医師に報告。

対応時間が短縮され、円滑になることが可能となることで、医療の質の向上が期待される→在宅医療の場面では、より重要となる。

研修の実施方法

①研修方法

- 研修は、講義及び演習並びに実習とし、以下の場合が考えられる。
 - ・指定研修機関において、すべてを実施する場合
 - ・指定研修機関以外の施設(協力施設)で、一部を実施する場合

②実習施設

- 実習は、受講生の所属施設等での実施も可能とする。
- 実習は、病院・診療所・介護老人保健施設・訪問看護ステーション等で行うことが考えられる。

<指定研修機関において全てを実施する場合>



<指定研修機関以外で一部を実施する場合>



特定行為研修の内容について

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能

「共通科目」

全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修



「区分別科目」

特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修

《共通科目の到達目標》

- 多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。
- 多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- 多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける。
- 問題解決能力を身につける。
- 自ら学ぶ能力を身につける。

6ヶ月間

《区分別科目の到達目標》

- 多様な臨床場面において当該特定行為を実施するための知識、技術及び態度の基礎を身につける。
- 多様な臨床場面において、医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施・報告を行う力を身につける。

6ヶ月間

特定行為研修～共通科目

科目	改正の理由	現行 時間数	削減 時間数	改正案 時間数
1 臨床病態生理学	臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学の中でも解剖学、病理学、生理学の内容の一部を包括的に学ぶことが可能	45	-15	30
2 臨床推論	(変更なし)	45		45
3 フィジカルアセスメント	(変更なし)	45		45
4 臨床薬理学	(変更なし)	45		45
5 疾病・臨床病態概論	5疾病や年齢特性を踏まえた病態、臨床診断・治療は、主要疾患の中で一体的に学ぶことが可能	60	-20	40
6 医療安全学	一般論としての医療安全やチーム医療ではなく、特定行為実践を通じて特定行為に関連する医療安全やチーム医療を学ぶ構成とする	30	-30	45
7 特定行為実践		45		
合計時間		315時間 (100%)	-65 時間	250時間 (79%)

特定行為および特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為		
創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
	創傷に対する陰圧閉鎖療法		持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
創部ドレーン管理関連	創部にドレーンの除去	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
動脈血液ガス分析関連	2017年～ 採血		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正		持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整		抗精神病薬の臨時の投与
			抗不安薬の臨時の投与
		皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

特定行為および特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
	一時的ペースメーカーリードの抜去
	経皮的心臓補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンポンピングからの離脱を行うときの補助頻度の調整

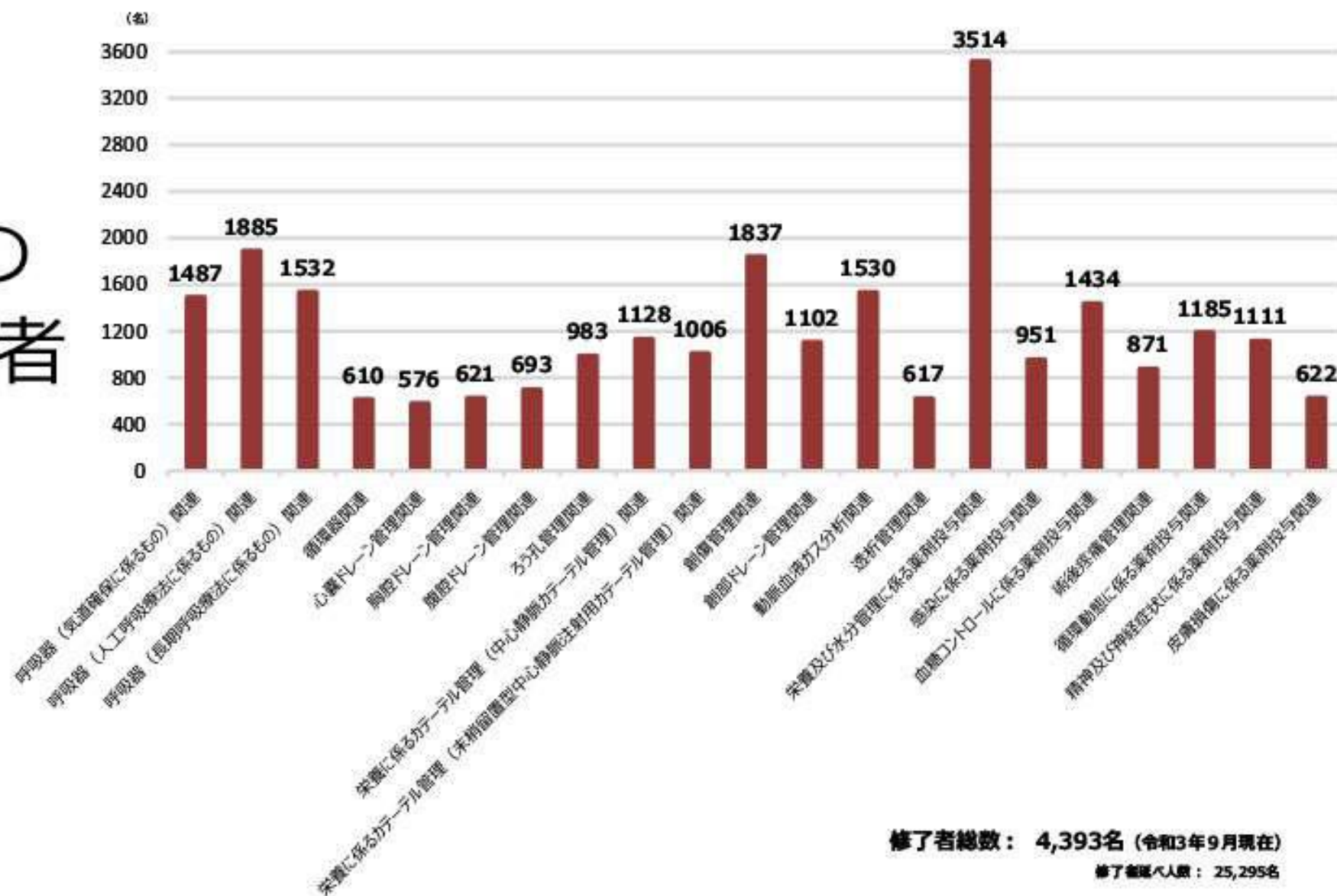
心臓ドレーン管理関連	心臓ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	胸腔ドレーン吸引器の吸引圧の設定及
2019年～	
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

特定行為研修～区分研修

e-Learningおよび指導者からの講義・演習・実習が行われたのち、試験を受験し、合格にて修了となる



全国の 区分別の 研修修了者

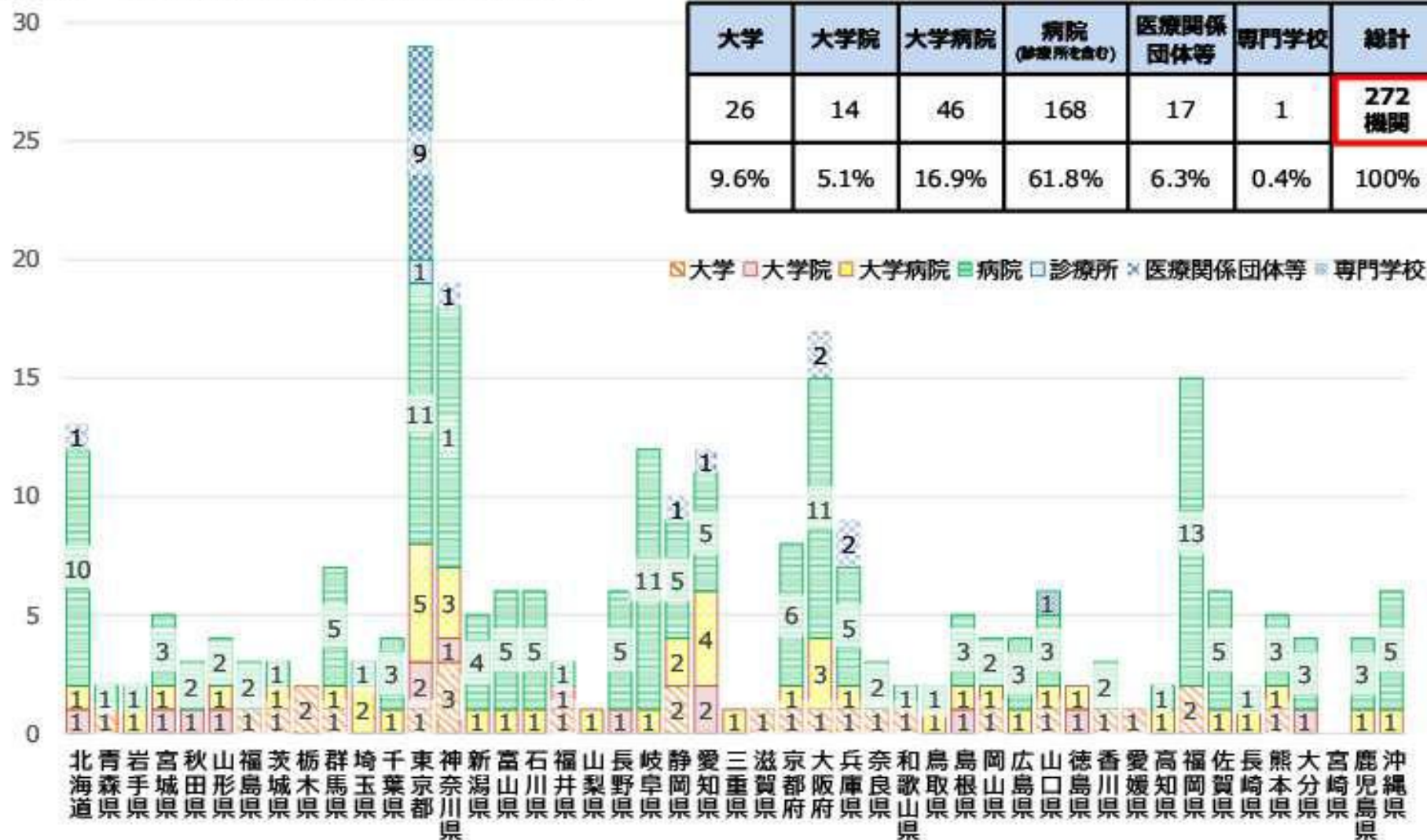


修了者総数： 4,393名（令和3年9月現在）

修了者数/人数： 25,295名

（看護課調べ）

(指定研修機関数) ■都道府県別指定研修機関数(令和3年2月現在)



都道府県別指定研修機関

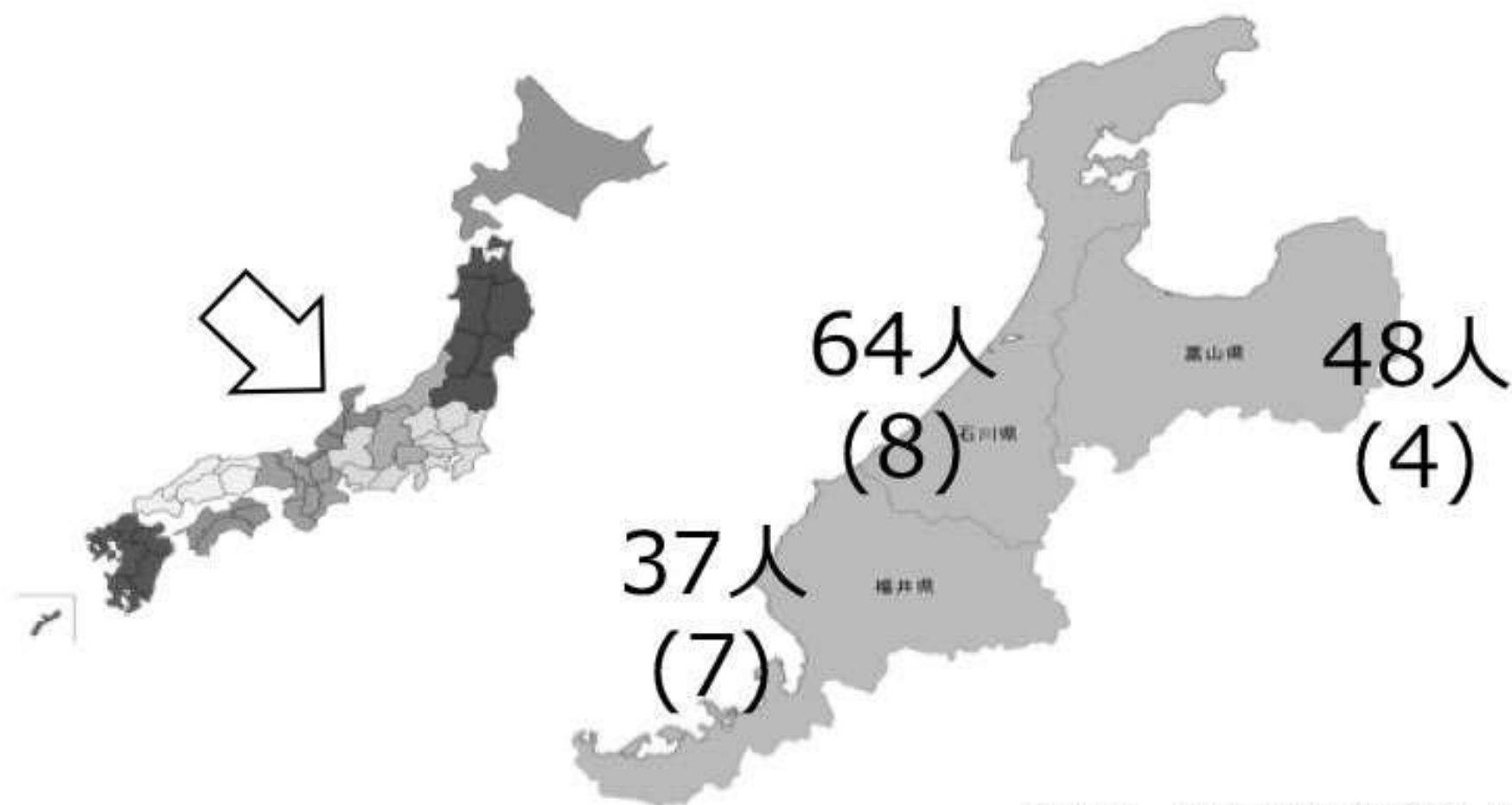
■施設の種類の別指定研修機関数(令和3年2月現在)

大学	大学院	大学病院	病院 (診療所を含む)	医療関係 団体等	専門学校	総計
26	14	46	168	17	1	272 機関
9.6%	5.1%	16.9%	61.8%	6.3%	0.4%	100%

北陸の指定研修機関の現況（15施設）

富山県	2018	医療法人社団藤聖会 富山西総合病院	3
富山県	2019	富山県立中央病院	5
富山県	2019	南砺市民病院	2
富山県	2019	国立大学法人富山大学附属病院	4
富山県	2020	黒部市民病院	2
富山県	2020	高岡市民病院	1
石川県	2016	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院（在宅）	9
石川県	2017	公立能登総合病院	3
石川県	2017	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	3
石川県	2017	公立松任石川中央病院	6
石川県	2017	国民健康保険 小松市民病院	3
石川県	2020	金沢医科大学病院（麻酔）	6
福井県	2016	学校法人 新田塚学園 福井医療大学（在宅、麻酔）	12
福井県	2018	市立敦賀病院（在宅）	5
福井県	2020	国立大学法人 福井大学大学院医学系研究科（麻酔、救急）	7

北陸の特定行為研修修了者数



()内は、所属が病院以外的人数

在宅診療における特定行為・特定看護師

「治療」と「生活」の両面から利用者さんを支えるために…

「特定行為研修」の目的

特定行為研修を受けると、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示）によって、看護師がタイムリーに特定行為を実施できるようになります。

特定行為研修制度は、特定行為研修を修了した看護師を計画的に養成し、今後の急性期医療から在宅医療を支えていくことを目的としています。



特定行為区分のパッケージング化

- 在宅・慢性期領域
- 術中麻酔管理領域
- 救急領域
- 集中治療領域
- 外科系基本領域
- 外科術後病棟管理領域

在宅・慢性期領域 パッケージ

区分別科目(177時間)		60時間 +5症例 ×4行為
区分	特定行為	パッケージ
呼吸器 (長期呼吸療法 に係るもの) 関連	気管カニューレの交換	○
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル もしくは腸ろうカテーテル または胃ろうボタンの交換	○
	膀胱ろうカテーテルの交換	—
創傷管理関連	褥瘡または慢性創傷の 治療における血流のない 壊死組織の除去	○
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	—
栄養及び 水分管理に係る 薬剤投与関連	持続点滴中の 高カロリー輸液の投与量の 調整	—
	脱水症状に対する輸液 による補正	○

考察と課題～研修制度の活用に向けて

1. 院内外において、「特定看護師」「特定行為研修制度」「特定行為」に関する周知が必要である。
2. 病院における特定看護師は、在宅医療の現場との架け橋になり得ると思われる。また、在宅現場で実際に活躍する特定看護師は、その推進に欠かせない存在となることから、その育成は重要であり、制度の拡充も不可欠である。
3. 一方で、働きながらの研修を行う環境整備が急務であるとともに、現場における立ち位置の確立が求められている。

まとめ

- ・ 当院における看護師特定行為研修制度を概説した。
- ・ 在宅医療の推進には、特定看護師は欠かせない存在になると思われる。